

ホーム > プロの分析

プロの分析

# パンデミック時の契約と不可抗力

By Chandrasekhar Tampi 及び Ankur Khandelwal、Kochhar & Co

2020年05月28日



日本語

COVID-19のパンデミックの蔓延が商業と産業に大きな影を落とすに伴い、契約を実行するのが困難または不可能にさえなっています。したがって、契約を再検討し、契約上の権利と義務を再評価し、履行を完了する方法を検討する必要があります。



*Chandrasekhar Tampi*  
シニアパートナー  
Kochhar & Co

**法的問題。** 不可抗力条項の妥当性を評価する前に、いくつかの質問に答える必要があります。

- COVID-19とその結果は不可抗力事象を構成しますか？もしそうなら、不可抗力条項はそれを含まれますか？
- 契約に不可抗力条項が含まれていない場合、当事者は、契約の不満の教義など、他の法の原則を通じてその義務を免れることができますか？
- 不可抗力条項または不満の教義を引き起こす結果は何ですか？

不可抗力を発動。不可抗力とは予期できない出来事であり、当事者が約束したことを完了するのを妨げます。これには、洪水やハリケーンなどの自然の行為と、暴動、ストライキ、戦争などの

人間の行為の両方が含まれます。不可抗力条項は、不可抗力事象により契約の履行が妨げられた場合、契約に基づく不履行当事者の義務を免除します。



*Ankur Khandelwal*

パートナー

*Kochhar & Co*

不可抗力は法的に定義されておらず、当事者は自由に契約条件に同意できますが、法律は不可抗力条項が拘束力を持つことを認めています。ただし、不測時の契約を規定する1872年のインド契約法第32条は、法定の出発点と見なすことができるでしょう。

COVID-19が次の場合、不可抗力事象とみなされるでしょう。(i) 条項が伝染病やパンデミックと定義している場合。(ii) 条項は単なる暗示であり、事象の完全なリストを提供していない。または(iii) 条項が政府の決定、国益、旅行制限または自然災害などの一般的な言葉または語句を使用している場合。

政府は、2020年2月19日および3月20日付けの当局覚書を発行し、COVID-19の拡散を、それが当事者である契約に適用される不可抗力事象として扱いました。この覚書は当事者を民間の商業契約に拘束するものではありませんが、説得力のある価値があるでしょう。不可抗力条項を発動した結果は条項自体に明記する必要があり、不可抗力事象の発生中の契約義務の一時停止、契約の終了、および不可抗力事象が合意された期間を超えて継続した場合は、解約に伴う契約上の義務の停止を含みます。

不満の教義を発動。契約に不可抗力条項が含まれない場合、またはCOVID-19を含むように解釈できない場合、その義務を実行できない当事者は、法の不満の教義を成文化する法律、第56条に頼ることができます。教義は、次の3つの条件が存在する場合に発動されます。(i) 当事者間に有効かつ存続する契約がある。(ii) まだ実行されていない契約の一部がある。そして(iii) 当事者の制御が及ばない理由が起きた後、その履行が不可能である。

したがって、COVID-19の蔓延により、契約は、不可抗力条項を含まない契約であっても、法律の第56条により不満と見なされます。不満として契約が保持されている場合、その契約は無効であ

ると見なされ、そのため執行不可能となります。

推奨事項。契約当事者が不可抗力条項または不満の教義を発動するかどうかは、当事者が合意した不可抗力条項を含む各事件の事実と契約の条件に完全に依存し、又不履行当事者が不満の教義に頼るかどうかです。不履行当事者は次のことを行う必要があります。

- 不可抗力条項の発動による影響を考慮する。
- 商業的利益に最も役立つ緩和策の採用を検討する。
- 不可抗力条項または不満の教義を発動する前に満たす必要がある前提条件があるかどうかを検討する。
- 契約に定められた方法で通知を発行する。通常、契約には、不履行当事者が不可抗力または不満を主張する際の通知方法を規定する条項が含まれています。これには、電子メール、宅配便または個人でや部門住所のようなサービス方法が含まれます。
- 不可抗力または不満事象の成立を証明する責任は不履行当事者にあると考えられます。
- 相手とのすべての通信が記録され、可能な限り書面に書き留められる必要があります。

Chandrasekhar Tampiは シニアパートナー、Ankur Khandelwalは Kochhar & Co. のパートナーです。



### Kochhar & Co

New Delhi (head office):

Suite # 1120 -21, 11th Floor, Tower – A

DLF Towers, Jasola District Center

Jasola – 110 025, India

India offices:

New Delhi, Mumbai, Bengaluru, Chennai, Gurugram and Hyderabad

Overseas offices:

Dubai, Singapore, Atlanta and Jeddah

Contact details:

T: +91 11 4111 5222, +91 11 4312 9300

Fax: +91 11 4056 3813

E: [delhi@kochhar.com](mailto:delhi@kochhar.com), [info@kochhar.com](mailto:info@kochhar.com)

